制度に関する Q&A

Q 赤字の事業者にとっては、メリットはないのでしょうか。

A 適用できる税目(固定資産税など)によっては赤字の事業者であっても課税の特例を受けられる場合があります。また、初年度が赤字であっても、控除額を最大4年間繰り越せる制度(投資税額控除)などがあります。

Q 機械・装置のリースでも、課税の特例の対象となるのでしょうか。

A 税制上、資産の取得として取扱うリース取引については、制度を活用できる場合があります。

Q 国税の課税の特例を受けていませんが、地方税の課税免除を受けることはできますか。

A 国税の課税の特例の適用可否にかかわらず、地方税の課税免除を受けられる場合があります。

Q 一つの機械・装置だけで下限取得価額(機械・装置:100万円)を超える必要がありますか。

A 一つの機械・装置だけでなく、措置実施計画に基づき取得した対象事業の用に供する機械・装置の合計額で判断します。

Q 対象地域は、本店又は主たる事務所の所在地のことでしょうか。

A 所得控除を活用する場合は、本店又は主たる事務所の所在地となります。一方、投資税額控除や特別償却を活用する場合の対象地域は、実際に設備投資を行う地域のことです。本店が対象地域外にあっても、指定された地域内の営業所、工場等で設備投資を行えば、制度を活用できます。

特区の活用には認定が必要です!

1 知事の事業認定及び主務大臣の確認が必要

2 〜 6 知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認が必要

※実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談ください。

制度を受けるまでの基本的な流れ

事前相談 → 申請書作成 → 県知事認定申請 → 主務大臣確認申請 → 機器取得 → 税務申告 → 県あて実績報告

認定企業、増えています!

設備の導入を計画の際は、ワンストップ窓口にご相談ください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1沖縄産業支援センター4階　営業時間 8:30-17:15(土日・祝日を除く)

TEL:098-894-6377 Email:okitoku@okinawa-ric.or.jp

沖縄県商工労働部企業立地推進課

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁舎8階

TEL:098-866-2770　FAX:098-866-2846

E-mail:indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県企業立地ポータルサイト

https://kigyoritchi.pref.okinawa.lg.jp

沖縄県

令和7年10月

国際物流拠点産業集積地域

知ってトクする 使ってトクする

税制特例

設備の導入に
(機械・装置、建物・その附属設備)
活用できます



税の控除などが受けられる特例措置があります
業種と地域が対象なら、ワンストップ窓口へ

対象地域(工業地域・商業地域など)	
那覇・浦添・豊見城 宜野湾・糸満地区	那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市 糸満市の一部地域
南風原・八重瀬地区	南風原町、八重瀬町の一部地域
うるま・沖縄地区	中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区 平安座地区、池武当地区

対象地域の詳細はコチラから

対象業種

製造業 / 卸売業 / 倉庫業 / 道路貨物運送業 / 特定の機械等修理業 / 特定の無店舗小売業 / 特定の不動産賃貸業(貸倉庫業) / 航空機整備業

ビジネスを応援する特例措置

国税の措置と地方税の措置は併用可能です

国税

3つの特例措置のうち、いずれかを選択

100万円以上の設備投資が対象（2と3が対象）　※国税では、土地の取得は対象外です。

1 所得控除

法人設立後10年間、所得の40%を法人税の課税所得から控除

※国際物流拠点産業集積地域において設立された法人で、常時雇用する従業員数が15名以上等の要件を満たす必要あり

2 投資税額控除

設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除

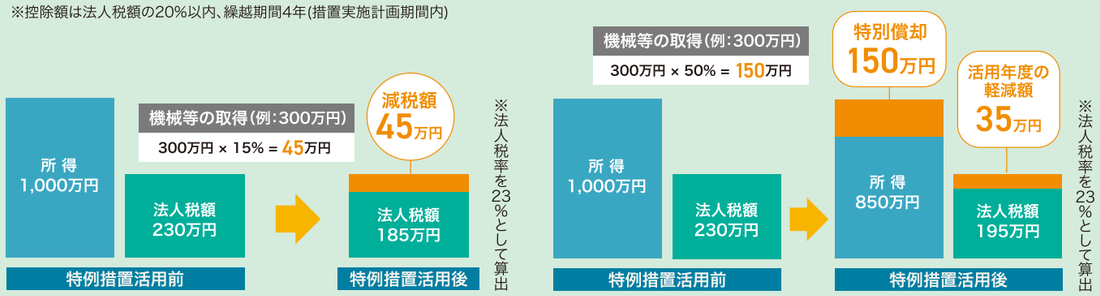
・機械・装置：15%
・建物・建物附属設備：8%

※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)

3 特別償却

設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を特別償却

・機械・装置：50%
・建物、建物附属設備：25%



地方税

国税と一緒に活用できる！対象地域内における課税減免の特例措置

※土地に対する課税免除は、土地取得から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限ります。

4 法人事業税

対象設備の新増設から5年間(措置実施計画期間内)、課税免除
(当該設備に直接従事した事業員の配置により計算)

5 不動産取得税

以下の設備の新増設に係る不動産取得税を課税免除
・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る)
・家屋の敷地である土地の一部

6 固定資産税

※倉庫業を除く

新増設した家屋、償却資産、土地に対し5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除

7 事業所税

※那覇市のみ

対象施設において行う事業に対し、資産割の課税標準の対象床面積を5年間(措置実施計画期間内) 、1/2軽減

関税

※地区税関の許可及び主務大臣の事業認定が必要となります。(新規事業に限る)

選択課税	原料課税か製品課税のいずれかを選択できる（通常は原料課税）
保税許可手数料	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を1/2に軽減

国際物流拠点産業集積地域「保税地域に係る特例措置」（内閣府HP）

事業に役立つ融資制度

沖縄振興開発金融公庫の融資制度

資金名	限度額	返済期間	問い合わせ先
産業開発資金	所要資金の7割	25年以内	融資第一部　産業開発融資班　TEL：098-941-1765
中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	融資第二部　中小企業融資第一班　TEL：0120-981-827　TEL：098-941-1785
生業資金	7,200万円		融資第二部　生衛・創業融資班　TEL：0120-981-827　TEL：098-941-1830

多くの企業が活用しています

R6年度までに58件が認定！

― 活用した企業の声 ―



うるま市　**株式会社ADO**　製造業（機械器具）

活用した税制優遇	投資内容
投資税額控除	**新設する第２工場に生産に必要な機械・装置を設置** 医療機器（人工透析装置）向けの電磁バルブや流量センサーの生産に加え、新設する2号棟工場では半導体製造装置向けバルブの製造を開始。新たな事業展開により、売上高の大幅な拡大を図ります。



糸満市　**金秀バイオ株式会社**　製造業（食料品）

活用した税制優遇	投資内容
投資税額控除	**新たな製造装置の導入** 沖縄の健康食材を活用した健康食品を製造しており、製造工程の効率化を徹底することで、売上高の増加と労働生産性の向上に取り組みます。



うるま市　**株式会社エフエムディ**　製造業（医療機器）

活用した税制優遇	投資内容
投資税額控除	**大幅な受注増に対応するための生産設備拡充** 医療機器（ガイドワイヤー）の開発製造しており、海外からの大幅な受注増に対応するため、生産設備を拡充し、売上高の大幅な増加と労働生産性の飛躍的な向上を目指します。



うるま市　**フェイス沖縄株式会社**　製造業（プラスチック製品）

活用した税制優遇	投資内容
特別償却	**高性能な脱水機の導入** ペットボトルの再生処理、リサイクル原料（ペットフレーク）を製造。脱水能力が高い新脱水機を導入し、不具合件数を最小限に抑え、修繕費を削減することにより、効率化と労働生産性を向上させ、販売量アップを目指します。



浦添市　**株式会社あんしん**　道路貨物運送業

活用した税制優遇	投資内容
投資税額控除	**物流倉庫の温度管理用機器の導入** 物流センターの倉庫に温度変化による商品事故を防ぐための温度管理設備（シーリングファン、空調設備）を導入し、品質保持と作業効率の向上を同時に実現します。



浦添市　**戸田建設(株)浦添ロジスティクスセンター**　特定の不動産賃貸業

活用した税制優遇	投資内容
投資税額控除	**総合大型物流倉庫の開発** 大型物流倉庫を建設、国際物流を取り扱う複数の企業に賃貸用倉庫として提供し、売上増加と労働生産性の向上を同時に目指した。さらに、新たな雇用創出と沖縄の物流効率化を推進し、県内経済の発展に貢献します。